

山都町はSDGs「持続可能な開発目標」に取り組みます！

生涯学習課と SDGs

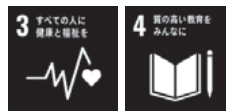
★関係機関や団体を含め、地域全体で互いに支え合いながら、誰もが生きがいを持って安心して暮らし続けられる「山の都」を目指します。

数値目標：総合型地域スポーツクラブの加入者数 **200 人** を目指します。

- ・総合型地域スポーツクラブへの加入を促進するため、行政、町スポーツ推進委員、町体育協会等の関係団体と連携し、指導者の確保や育成に努めます。
- ・スポーツ優秀選手の育成や種目の競技力の向上・発展のため、環境の整備や活動を支援します。
- ・避難所など防災施設になることに加え、気軽に親しみやすく利用できる施設の環境整備を行います。

住民一人ひとりができること・・・

○健康づくりや体力維持のため、気軽にできる運動から取り組みましょう。



★教育・学習環境が充実した「山の都」を目指します。

数値目標：移動図書「わくわく号」の年間利用者数 **3,500 人(R6)** を目指します。(H30:2,758 人)

- ・図書館の充実を図り、「本」と触れ合う機会と場を提供するとともに、研修会や講演会、映画上映会など生涯学習の拠点として有効活用を図ります。
- ・「パソコン教室」「山都いきいき学級」「和光教室」「そよ風学級」など町民のニーズに応えながら各種講座の充実を図ります。



★「山の都」の固有の歴史・風土を大切に、郷土への愛着を育む「山の都」づくりを目指します。

数値目標：芸術文化事業への年間参加者数 **3,500 人 (R6)** を目指します。(H30:2,124 人)

- ・町内に存在する全国的にみても重要な遺跡の基礎調査を継続的に実施し、「山の都」の個性となりうる新たな価値を見出し、住民への啓発に努め、「山の都」の魅力として発信します。
- ・地域の先達者への聞き書き等を通じ、地域の歴史を後世へ継承します。

住民一人ひとりができること・・・

○郷土の歴史や文化に関心を持ち、様々な歴史・文化に触れる機会を通して、親から子へ、子から孫へと語り継いでいきましょう。

○地域に残る祭りや伝統芸能への関心を高め、行事等に積極的に参加しましょう。



※令和2年度から広報やまとへ関連するSDGsのアイコンを表示しています。
SDGsの内容や各ゴールの説明について、町ホームページもご覧ください。

山都町×SDGs

検索



福祉だより



ご存じですか？里親制度のこと

全国には、様々な事情により親と一緒に生活できない子どもが約45,000人います。厚生労働省は、子どもの健やかな育ちの場として、より家庭に近い環境での養育が望ましいとし、里親制度を推進しています。しかし、全国的に里親が不足しているのが現状です。

養育家庭支援センター「きらきら」は、熊本県から里親支援業務の委託を受けて里親制度の周知啓発から里親相談、支援等を包括的に担う機関です。“子どもは社会のたからもの すべての子どもの社会全体ではぐくむ”という言葉のスローガンに、活動されています。

少しでも興味のある方、話を聞いてみませんか？

Zoomでの定期説明会開催中！！

Zoomを使った里親制度説明会も定期的に開催（毎月第2金曜日）しています。



社会福祉法人慈愛園 慈愛園乳児ホーム養育家庭支援センターきらきら
熊本県熊本市中央区神水1丁目14-1

☎ 096-383-8100 メール：kirakira@jiaien.or.jp

Zoom（ズーム）とは
パソコンやスマートフォンを使って、セミナーやミーティングをオンラインで開催出来るアプリ。

あなたを守る！消費生活相談

～上益城5町で消費生活相談室を

開設しています～

上益城5町で連携し、いつでもどこでも相談ができるよう、各町の垣根を越え消費生活相談室を開設しております。県消費生活センター同様、専門の相談員が消費生活トラブルの解決に向けて、**無料で相談**を受けています。不安なこと・気になることがあればお気軽にご相談ください。

月曜日：益城町役場 ☎ 096-286-3210

火曜日：御船町役場 ☎ 096-282-1226

水曜日：嘉島町役場 ☎ 096-237-1112

木曜日：甲佐町役場 ☎ 096-234-3223

金曜日：山都町役場 ☎ 72-3133

令和2年相談実績（令和2年1月～12月末）

	山都町相談室	5町相談室合計
相談件数	82件	422件

県内で多発！

保険請求サポートに関するトラブル

※保険請求サポートに関する 消費者トラブルとは…

災害や経年劣化等に伴う家屋の損傷について「保険金を使って修理できる」等と勧誘する保険代行をうたう業者や修理業者と、消費者間のトラブルのことを言います。損害保険請求手続きは被保険者である契約者が直接行えば手数料は不要です。

相談事例

○訪問してきた業者（保険代行をうたう業者や修理業者）に「台風被害と言えば保険金を請求できる」と勧誘された。家屋に台風被害がなかったが、しつこく迫られたので仕方なく書類を作成した。その際手数料として保険料の35%を請求された。

問合せ先 福祉課 ☎ 72-1229

清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112

蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112